

平成20年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成20年12月5日（金曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第114号 町道轟崎つづら川線道路改良工事請負契約の一部を変更する契約の締結について
- 第 6 議案第115号 町道大奈路中津川線道路改良工事請負契約の一部を変更する契約の締結について
- 第 7 議案第116号 町道路線の認定について
- 第 8 議案第117号 四万十町志和地区生活改善センターに係る指定管理者の指定について
- 第 9 議案第118号 字の区域及び名称の変更について
- 第10 議案第 93号 四万十町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 94号 四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 95号 四万十町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第 96号 四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第 97号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第 98号 四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第 99号 四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第100号 四万十町道路占用条例の一部を改正する条例について

- 第 1 8 議案第 1 0 1 号 四万十町窪川 B & G 海洋センター条例の全部を改正する条例について
- 第 1 9 議案第 1 0 2 号 平成 2 0 年度四万十町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 0 議案第 1 0 3 号 平成 2 0 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 1 議案第 1 0 4 号 平成 2 0 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 2 議案第 1 0 5 号 平成 2 0 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 3 議案第 1 0 6 号 平成 2 0 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 4 議案第 1 0 7 号 平成 2 0 年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 5 議案第 1 0 8 号 平成 2 0 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 6 議案第 1 0 9 号 平成 2 0 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 7 議案第 1 1 0 号 平成 2 0 年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 8 議案第 1 1 1 号 平成 2 0 年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 9 議案第 1 1 2 号 平成 2 0 年度四万十町ふるさとの森づくり事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 0 議案第 1 1 3 号 平成 2 0 年度四万十町給与等集中処理特別会計補正予算（第 1 号）

第 3 1 陳情

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 1 まで

~~~~~

出席議員（26 名）

1 番 吉 村 アツ子 君
 3 番 弘 瀬 則 彦 君
 5 番 山 岡 義 正 君
 7 番 橋 本 保 君
 9 番 岩 井 優之介 君
 1 1 番 松 下 和 孝 君
 1 3 番 酒 井 祥 成 君
 1 5 番 竹 内 常 喜 君
 1 7 番 戸 田 健 彦 君
 1 9 番 梶 原 政 利 君
 2 1 番 牧 野 利恵子 君
 2 3 番 宮 地 章 一 君
 2 5 番 宮 崎 南海男 君

2 番 岡 峯 久 雄 君
 4 番 島 岡 幹 夫 君
 6 番 緒 方 正 綱 君
 8 番 山 上 利 嗣 君
 1 0 番 田 邊 哲 夫 君
 1 2 番 林 健 三 君
 1 4 番 下 元 昇 君
 1 6 番 田 邊 幹 男 君
 1 8 番 堀 本 伸 一 君
 2 0 番 田 邊 客 子 君
 2 2 番 味 元 和 義 君
 2 4 番 氏 原 郭 君
 2 6 番 池 本 公 夫 君

~~~~~

欠 席 議 員 ( 0 名 )

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	前 田 哲 生 君	副 町 長	高 瀬 満 伸 君
会 計 管 理 者	永 井 立 一 君	林 業 政 策 監	田 辺 由喜男 君
総 務 課 長	浜 田 好 清 君	企 画 課 長	武 内 文 治 君
管財契約課長	佐 竹 節 文 君	税 務 課 長	山 本 靖 君
町民環境課長	市 川 敏 英 君	健康福祉課長	岡 澄 子 君
農林水産課長	中 尾 博 憲 君	商工観光課長	森 芳 明 君
建 設 課 長	武 市 逸 夫 君	上下水道課長	伊 藤 哲 郎 君
教 育 委 員 長	宮 崎 勲 君	教 育 長	水 間 淳 一 君
教 育 次 長	長谷部 文 男 君	教育次長兼学校教育課長	渡 部 睦 君
生涯学習課長	山 本 弘 光 君	農業委員会会長	林 幸 一 君
農業委員会事務局長	武 内 洋 介 君	代表監査委員	奥 宮 敏 男 君
総務課副課長	山 本 康 雄 君	総務課副課長	樋 口 寛 君

大正総合支所

支所長兼地域振興課長	清 水 正 一 君	町民生活課長	柴 久 幸 君
大正診療所事務長	林 正 憲 君	産業建設課長	下 藤 広 美 君

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	林 伸 良 君	町民生活課長	杉 内 和 一 君
産業建設課長	岡 本 順 一 君	十和医療福祉センター所長	酒 井 寿 哉 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事 務 局 職 員 出 席 者

議会事務局長	今 村 茂 君	次 長	田 辺 卓 君
書 記	竹 内 寛 子 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開会

○議長（味元和義君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、平成20年第4回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議順序に従い会議を進めます。

本日の会議に13番酒井祥成君から遅刻届があっております。

報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番山岡義正君及び19番梶原政利君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

この件につきましては、一昨日の12月3日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） おはようございます。

会期の決定についてご報告させていただきます。一昨日の議会運営委員会によりまして、12月定例議会は本日12月5日より12月12日までの8日間と決定をいたしております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（味元和義君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日12月5日から12月12日までの8日間であります。

お諮りします。

第4回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、第4回定例会の会期は、本日から12月12日までの8日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があっております。事務局に保管しておりますので、適時閲覧願います。

次に、会議規則第119条議員の派遣について、その結果を報告します。

平成20年9月19日に四万十市立学校給食センターの行政調査を田邊教育民生常任委員長、氏原副委員長、吉村、山岡、橋本、下元の各委員が出席し、本町の給食センター開設に向けて運営状況や課題について視察研修をしました。

平成20年10月10日から平成20年10月12日に、東京都の墨田公園リバーサイドギャラリーで開催されました四万十町展事業に、議長、弘瀬議員、田辺次長が、都市住民との新しい交流産業、文化、環境、人づくりのために出席をしました。

平成20年10月15日に、高岡郡梶原町森林組合のFSC森林認証及び木質バイオマス利活用事業並びに梶原町産材利用促進事業について、松下産業委員長、宮地副委員長、戸田、池本、牧野、田邊、岡峯の各委員が視察研修をしました。

平成20年10月23日から平成20年10月24日に、徳島県美波町及び徳島市の南海地震等の大災害から住民の生命、財産を守る津波避難タワー等について、竹内建設常任委員長、林副委員長、弘瀬、島岡、堀本の各委員が視察研修をしました。

平成20年10月29日に、高知市の県民文化ホールグリーン会館で開催された平成20年度トップセミナーの市町村の重点課題や政局の行方について、議長、副議長、山上、松下、山岡、氏原の各正副委員長が出席し、研修をしました。

平成20年10月29日に、四万十市西土佐総合支所で開催されました平成20年度しまんと流域道路整備促進協議会総会に、議長代理として竹内建設常任委員長が出席しました。

平成20年11月23日から平成20年11月24日に、岡山県高梁市で開催されました姉妹都市交流事業の風ぐるまフェスタ2000 in うかんに、議長、宮地議員、緒方議員が出席をしました。

議長会の件につきましても、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第４ 行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申し出がっております。これを許可します。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 改めましておはようございます。

本日、議員の皆様方のご出席をいただきまして、平成２０年１２月町議会定例会が開かれますことを厚く御礼を申し上げます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、９月定例議会以降の主要な行政運営等に関しまして、以下何点かご報告を申し上げます。

まず最初に、四万十町ケーブルネットワークについてでございます。

最初に、ケーブルネットワークへの加入本契約の状況についてご報告を申し上げます。

今回のエリア拡大区域の加入促進を図りますため、１１月３０日を期限と定めて、広報紙や新聞折り込み、広報車で制度説明を初め、未加入者へ全戸郵便通知に加え、全職員による全戸訪問案内を行い、可能な限りの周知と理解を図ってまいりました。

結果として、加入申込者数は３，８７６世帯と、当初目標としておりました加入者数を確保し、ケーブルネットワーク事業が目的とするあまねく地域情報を広くつなげ伝える役割と安定した経営基盤が整ったところでございます。

なお、先ほど申し上げました加入申込者数３，８７６は一般世帯でございまして、これと別途に公共の加入が４６件ございますので、合わせますと３，９２２が総数ということに現在なっております。

加入者には事業所もございまして、住民票を置いていない世帯もございます。また、１引き込みで対応する共同住宅や２世帯住宅もありますことから、単なるエリア拡大区域の世帯数で加入率を確定することはできませんけれども、現段階での精査した実質対象世帯数はおおむね５，０００世帯でございますので、速報値としての加入率は約７８％となります。

次に、工事の進捗状況についてでございます。

今回の主要な工事は、ケーブルを電力柱やＮＴＴ柱に共架する伝送路の工事でございますが、工事区域は広大で、共架する電柱は６，６００本と多く、共架に伴う電柱の支え線の借地交渉等にも時間がかかり、短い工事期間での作業に追われているところでございます。

緊急告知放送屋外スピーカーの設置箇所につきましては、消防団や区長さんとの協議を

踏まえ、115カ所の設置場所を確保したところでございます。

また、防災監視カメラの設置場所は、消防署、消防団と協議し、窪川地区6カ所、大正地区3カ所、十和地区4カ所の計13カ所を決定いたしました。

次に、今後のケーブル事業の事業年度の計画変更についてでございます。

当初21年度事業として予定をしておりました窪川大井野地区以西と大正地区の事業年度を1年度繰り上げて今回の補正予算に計上し、早期実施を目指すことといたしました。

変更の理由といたしましては、1つには、国の予算補正が行われました結果、地域情報通信基盤整備推進交付金が当初62億円から95億円へと大幅に増額をされまして、事業熟度の高い本町の早期事業化と追加配分が認められたことでございます。

2つ目は、次年度事業区域である窪川大井野以西と大正地区からの早期整備要望が強く、地域間格差是正や経営基盤を高める上でも早期に供用開始を進めたいこと。

3点目として、今年度の国の交付金補助金の指令が予定より2カ月おくれてまして、工事期間の設定が非常に厳しく、余裕のある工事期間の設定が求められること。

このような事情でもって今回の補正予算での事業化を早めたところでございます。

なお、先日携帯電話事業者から、今回の光ケーブルを活用し、携帯電話不感地域への事業展開をしたい旨の問い合わせがございました。現在、全町携帯電話不感地域の解消に向けた基本協定を締結するよう準備をしているところでございます。そのためにも、光ケーブルによる早期全域事業化が求められることになります。

次に、ケーブルネットワークを運営する指定管理者である財団法人四万十町地域振興公社についてご報告いたします。

ケーブルネットワーク運営に従事する職員採用試験を外部面接官と公社理事を交えて11月8日に行い、16人の受験者から4人が採用されましたが、ともに優秀で、今後のケーブル事業の運営に大いに期待するところでございます。

なお、地域振興公社の松葉川温泉とあぐり窪川の経営統合につきましては、後ほど報告をさせていただきますが、いずれにしましても、この大型合併プロジェクト事業は、議員を初め区長の皆様そして職員や多くの関係者の加入促進や、電柱に共架用地の借地承諾協力が実現することができました。この場をおかりしまして皆様方に深く厚く感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

ケーブルネットワーク事業の整備は着実に進められておりますが、施設整備は地域情報化を進める上での一里塚でございます。この施設を町民の生活や暮らしにどう生かしてい

くかが今後の大切な課題でございます。

また、高速光ブロードバンド確立による企業の参入、移住促進への下支えや地域資源の情報発信になり、新たな産業を興す機会ともなります。指定管理者である地域振興公社にすべてをお任せをするということではなくて、役場全体として主体的に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

続きまして、四万十町立学校適正配置計画についてご報告を申し上げます。

本年9月に策定をいたしまして四万十町立学校適正配置計画につきましては、10月8日の大正地区PTA聯合会を初め、3地区のPTA聯合会と24の小・中学校の保護者、保育所の保護者を対象に説明会を開催いたしました。

それぞれの地域にはそれぞれの事情もございまして、四万十町全域で統一した考え方により策定した計画に対しましては、一定は理解できるとのご意見や、これだけ児童が減ってくれば統合もやむを得ないなどのご意見もございましたが、地域から学校がなくなることや、過小規模校のよりきめ細やかな指導や拠点校の決定理由など数多くのご意見をいただいたところでございます。

今後は、保護者対象の説明会でいただいたご意見を検討、協議してまいりますとともに、地域に対しましては、各小・中学校区の住民説明会を新区長が決定し次第、1月下旬から順次開催していきたいと考えております。

なお、この計画につきましては、保護者、地域ともに大変重大な課題でございますので、児童・生徒の精神的なケアも含めましてご理解をいただけるよう、十分協議をしてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、組織機構改革について申し上げます。

9月定例議会でもご報告申し上げたところでございますが、来年4月の組織機構改革に向けて、総合支所及び本庁の組織見直しを行うことといたしております。総合支所の見直しにつきましては、中山間の地域振興をどう進めていくかが中心となりますけれども、既に両地域審議会からおおむね適正である旨の答申をいただいております。これに連動いたしまして本庁組織の見直しを進めておりますが、大きくは農林水産課と林業振興室の一体化、環境関係業務部門の独立、そして雇用の促進と企業誘致のための組織の強化を図っていききたいと考えております。

なお、その内容につきましては、後刻議員協議会をお願いし、ご説明を申し上げますので、ご意見等をよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

次に、株式会社あぐり窪川、財団法人四万十町地域振興公社の経営統合についてでございます。

合併後、四万十町行財政改革大綱のもと、第三セクター改革に関する指針を策定し、第三セクターの見直しと経営健全化について協議検討を進めてきたところでございます。

本年４月に株式会社あぐり窪川、財団法人四万十町地域振興公社の松葉川温泉事業の統合協議会を発足させ、経営統合実現に向け具体的検討に入り、統合日の設定を平成２１年４月１日とし、その後専門委員会で組織、業務体制等の見直しを行ってまいりました。

本年の１０月３１日に第２回の統合協議会を開催し、経営統合の確認及び統合後の基本方針、新組織体制の検討を行い、来年４月の統合を目指しておりますので、中間報告を申し上げます。

次に、四万十川流域の重要文化的景観の選定についてでございます。

本町が７月２８日付けで四万十川流域の梶原町、津野町、中土佐町、四万十市とともに国に申し出ておりました重要文化的景観の選定につきまして、１１月２１日、国の文化審議会から選定の答申が出されました。

文化的景観は、地域住民の生活や風土によって形成されたもので、特に価値のあるものを重要文化的景観として文化審議会の答申に基づき文部科学大臣が選定するものでございます。これまでに全国で１０件が答申、選定されており、平成２１年３月ごろ官報告示を経て正式に国の文化財として選定されることとなりますが、今回このように複数の市町村が共同して申し出し、選定されるのは、初めてのことでございまして、全国的に見ても注目をされるところでございます。

この答申は、四万十川流域の豊かな自然はもとより、林業経営という生業を通じて森林をはぐくみ、それを資源として活用し、木の文化を伝えてきた山村集落の景観や林業の繁栄とともに四万十川の流れを介して行われた河川流通を支え、その水運を通じて人と川とが結びつけた農村集落の景観、四万十川本流を水源としたかんがいによって開拓された高南台地の米の文化による田園景観など、四万十川と深くかかわりを持った流域住民の営みによって作り出された重要な価値を持つ文化的景観として高く評価されたものであります。

しかし、本町の基幹産業である農林業の低迷によって農地や山林が荒廃し、地域の活力が低下するとともに、長い歴史と伝統によってつくり上げられてきた米の文化、木の文化と、それをはぐくんできた四万十町特有の農山村景観の喪失が懸念をされております。

そこで、景観の荒廃は地域の生業の衰退を示すものとしてとらえ、農地や山林、河川を活用した生業を活性化させ、その営みをはぐくみ継続することに文化的景観を保存する意義があると考えているところでございます。

本町では、国の重要的景観の選定を契機に、文化的景観を地域固有の文化によってつくられた重要な資源として位置づけ、活用することで、地域の荒廃を防止することを目指すとともに、今後四万十川観光の拡大を図るため、農林産物直販所、道の駅、農家民宿等とも連携して交流人口の増加や地産地消の促進を図り、地域経済の活性化につなげる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、公的資金補償金免除繰上償還についてでございます。

さきの９月定例会の行政報告で説明させていただきました公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画が、本町における行財政改革の円滑な実施のため、地方債の金利負担の軽減が必要であると認められまして、１１月２８日付けで財務大臣及び総務大臣より承認されました。

既に議決をいただいた一般会計補正予算（第２号）で計上しておりました金利６％以上７％未満である地方債残高２億３，１９７万円の繰上償還の実施が可能となりましたので、ここにご報告をいたします。

なお、今後は当該計画の行革推進効果額が決算での必須条件となることから、その効果額を目標とし、引き続き改革に取り組んでまいり所存でございます。

以上で行政報告を終わりますが、議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） これで行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。

日程第５ 議案第１１４号から日程第９ 議案第１１８号までの５議案を提案説明、審議、採決後、日程第１０ 議案第９３号から日程第３０ 議案第１１３号までの２１議案につきましては、提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日を予定しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第５ 議案第１１４号町道轟崎つづら川線道路改良工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、日程第６ 議案第１１５号町道大奈路中津川線道路改良工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、以上議案第１１４号から

議案第１１５号までの２議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） それでは、最初に議案第１１４号町道轟崎つづら川線道路改良工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

本議案は、平成２０年８月２７日に議会の議決を受けました町道轟崎つづら川線道路改良工事に関する工事請負契約の一部を変更するものでございます。

工事箇所は、轟崎集落から約４キロメートル上流にある地点でございまして、平成１６年度から国土交通省の地方道路交付金事業により工事に着手しております。現在施行中でございますが、工事請負契約の一部を変更する必要性が生じたので、地方自治法第９６条第１項、第５項及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定に基づきまして議会の議決を求めようとするものでございます。

今回の工事請負契約の主な変更内容でございしますが、のり面保護工の施行に当たりまして、植生基材吹きつけ工の単価にラス張りの経費が計上されておりましたが、その必要性がなく、今回削除するものでございます。

その他の工種につきましては、現在精査により数量及び金額の増減が生じたため変更しようとするものでございまして、これにより工事費が７７４万６，０００円の減額となり、当初の請負契約金額６，０９０万円が変更請負契約金額５，３１５万３，１００円となるものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第１１５号町道大奈路中津川線道路改良工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてでございます。

本議案は、平成２０年８月２７日に議会の議決を受けました町道大奈路中津川線道路改良工事に関する工事請負契約の一部を変更するものでございます。

工事箇所は、大正大奈路から約５キロメートル上流にある中津川トンネルの下流側に位置いたしてございまして、平成１５年度から国土交通省の地方道路交付金事業により工事に着手をしております。現在施行中でございますが、工事請負契約の一部を変更する必要性が生じたので、先ほど申し上げました地方自治法等の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

今回の工事請負契約の主な変更内容でございしますが、同事業の他工事との調整により工

事費の増額が可能となりましたため、終点側の切り工及びラス張り工の未着手区間について施工延長 73.5 メートルを追加し、土工及びのり面保護工を施行するものでございまして、当該区間の山手側の大規模な土工がこれにより完了いたします。

これによりまして工事費が 1,547 万 9,100 円の増額となり、当初の工事請負契約金額 8,799 万円が変更請負金額 1 億 346 万 9,100 円となるものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10 番田邊哲夫君。

○10 番（田邊哲夫君） 議案第 114 号の町道轟崎つづら川線の一部変更する請負契約の締結についてですが、いただきました議案説明資料の中で、町長も説明があったわけですが、主な変更理由の中に、当初設計を精査したところ、植生基材吹きつけ工の単価にラス張りを含んでいたのは、前年度以前にラス張りを施行しているためということ、いわゆる前年度に既に施行しておる事業について 20 年度二重に設計をしていたと。それがある面では大きな変更理由だというふうにもとれるわけですが、もう少しそのことについて詳しく説明していただかないと、非常に設計委託までさせておきながら、余分な議決までもしなきゃいけないということになるわけですので、何ゆえにこういう二重の前年度やっておった事業また 20 年度こういう形で設計に入れたのか、その点についてご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） 下藤産業建設課長。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） 10 番議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

主な変更理由の中で、植生基材吹きつけ工の中にラス張りが入っていて、それがラス張りが前年度施行されていたということでございますが、実は単価表がございまして、契約するのに、単価表の中にラス張りの資材とか手間が入った単価になっております、単価の構成上、それが前年度ラス張りをしている部分と今年度未施行の部分でラス張りをせんといかんということでございましたが、この単価表自体にそのラス張りの部分が入ってましたので、分けて単価表をつくらんといかんものを、1 つの単価表、ラス張り込みの単価表でやっていたもんで、その関係で二重計上といいますか、単価表自体を 2 つに分けんとい

かんものを1つ、入った中の部分でやっていたので、前回のラス張りが二重計上みたいな形になった関係でございます。ちょっとした違算でございまして、今後は気をつけていきたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第114号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第114号町道轟崎つづら川線道路改良工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてを採決します。

この表決は挙手により行います。

議案第114号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

これより議案第115号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第115号町道大奈路中津川線道路改良工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてを採決します。

議案第115号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第7 議案第116号町道路線の認定について、日程第8 議案第117号四万十町志和地区生活改善センターに係る指定管理者の指定について、日程第9 議案第118号字の区域及び名称の変更について、以上議案第116号から議案第118号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） それではまず、議案第116号町道路線の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

整理番号180、金上野高樋橋3号線でございます。当路線は、町道見付駄場線から分岐した路線で、住家が5戸ございまして、舗装も整備され、幅員2.8から4メートルの生活道路でございまして、今回路線認定し、管理していくものでございます。

続きまして、整理番号181、182、緑林団地1号、2号線でございます。当路線は、四万十町緑林公園ゲートボール場横へ造成をされました分譲地内に整備された幅員6メートルの道路でございまして、四万十町への寄附行為も完了しており、町道に認定し、維持管理するものでございます。

以上、3路線を道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして、議案第117号四万十町志和地区生活改善センターに係る指定管理者の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、四万十町志和地区生活改善センターの指定管理者の変更指定に係るものでございます。四万十町志和地区生活改善センターにつきましては、山村地域農林漁業特別対策事業費補助金を活用して昭和56年2月28日に志和地区の生活改善センターとして四万十町志和528に設置された施設でございまして、平成18年9月1日より志和漁業協同組合が指定管理者となり、管理業務を行ってきましたが、平成20年4月1日より高知県漁業協同組合の発足に伴い、志和漁業協同組合が統廃合され、その契約を高知県漁業協同組合が引き継ぎました。

従前から実質的には志和漁協婦人部が施設の使用許可や管理業務を行っていましたが、志和漁業協同組合の廃止により、決裁事務を高知漁業協同組合が行うこととなり、使用許可決定がおくれるなど、施設の管理面に支障を来す状況となりましたため、高知県漁協より、指定管理者の目的である施設を適正かつ円滑に管理することが困難となったこと

を理由として、協定期間の変更の協議があり、本年末をもって協定期間を終了することとなりました。

今後の施設の管理について地元と協議しました結果、管理方法はこれまでどおりの方法によるものとし、指定管理者は志和浦分地区になることで合意を見たところでございます。

志和地区生活改善センターの設置経過等からすると、地元管理が望ましく、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、志和浦分地区を指定管理者の候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第118号字の区域及び名称の変更についてご説明を申し上げます。

本議案は、窪川四万十地区町営中山間地域総合整備事業で整備を実施しております仕出原・宮内地区及び七里地区県営経営体育成基盤整備事業で整備を実施しております川ノ内地区並びに国土調査法に基づく地籍調査を実施をした峰ノ上地区、金上野地区、床鍋地区におきまして、字の区域及び名称の変更の必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

なお、これに係る変更調書を添付をいたしておりますので、ご審議のほどよろしく願いを申し上げまして提案理由の説明を終わります。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 議案第116号の町道路線の認定について若干お聞きしたいと思いますが、非常に最近窪川地域での町道路線の認定件数が増えてきたわけですが、今回の路線についても大変短い道路の認定議案ですが、私が過去に執行部に、旧大正町時代、町道にするのは終点があつてはだめだと、要するに必ず町道と町道との路線がとまっちゃいかんという説明を受けたような記憶があるわけですが、この今回のこの図面を見ると、地域はわかりませんので、この図面だけでしか判断しませぬのですみませんが、間違ってたら訂正してください。行きどまりがあるように見えるわけです。表、裏ともに。そうなのかどうなのか、いやそうじゃないというてくれれば。

それと、町道認定について、終点でストップが、いわゆる迂回する道がなければ町道の

認定にならんというのは、私の認識違いでしょうか、その点もあわせてご説明ください。

○議長（味元和義君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） お答えします。

先ほどの終点の件でございますが、これは議案説明資料につけております36から37ページにあります認定基準に関する規定第2条の（4）人家地帯への連絡道であって、生活道として重要なものということで、整理番号180につきましては、これをもとにしております。これは9月議会で陳情第23号で採択されたものでございまして、今回認定の提案をしております。

整理番号181、182でございますが、これはこの図面にもありますように、緑林公園のゲートボール場横に開発された道路でございますけれども、これは都市計画法に基づいた協議の中で、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならないという都市計画法にあるわけですが、公共施設と申しますのは、法定外公共物、今で言う里道の件ですが、これが開発許可関係で、工事完了検査通知後に公共施設となっていなければならないという規定がございまして、当然古い公共施設、いわゆる里道でございますが、これが新しい公共施設、今の道路になっておりまして、これは管理はここでは四万十町がやらなければならないということになっておりまして、既に登記帳への手続も終わっております。その関係上、今回町道路線として認定して管理をしていこうとするものでございます。

以上でございます。

（10番田邊哲夫君「行きどまりはあるんですか、町道として認めた部分」と呼ぶ）

○議長（味元和義君） 4番にちゃんと出てますので。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 今第4の2条第4項人家地帯への連絡道であって、生活道として重要である。生活道として重要なものであるというのはわかるわけですが、ただ生活道であっても、行きどまりの生活道もあるだろうし、ずっとそれが認定することによって町道に結ぶということもあるでしょう。だから、いわゆる行きどまりの道について、いわゆる今では農道だったり私道であったりするものを町道として認定することは可能かどうかということを聞いたわけです、私が言いたいのは。これ4番はわかります、入るっていうのは。

しかし、旧大正時代私が聞いたのは、農道を町道にしてくれんかというたときに、道が後が行きどまりやと。町道と町道を結んでないので町道とは認定できんという話を以前にもらったことがありますんで、そういうことであっても、行きどまりであっても町道としては認定できますよというのかどうなのかということを知りたいです。

○議長（味元和義君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） お答えします。

旧窪川においては、行きどまりの規定というものはなかったわけですが、今までの規定によりますと、なかなか町道と町道を結ぶ重要な路線、それから県道と町道を結ぶ重要な路線とかという関係と人家密集地帯を結ぶ路線とかというふうに、非常に厳しい規定となっておりましたので、それでは今の四万十町には余り当てはまる場所がないということで、一部こういう箇所を見直して、18年8月1日に見直しを行ったものでございます。これが現在の規定になっております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） ちょっと議案第117号についてお伺いをいたしますが、以前ちょっと聞いたことがあるわけですが、昭和56年ですから耐用年数かどうか分かりませんが、ある程度地元の合意が得られれば、指定管理ではなくて地元へ譲渡をしていくほうがいいのではないかという話が出たと思います。そういう中で、どういう協議をされたのか、そのあたりをちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

今回の指定管理に至るまでの経過をご説明申し上げますと、私も現地に担当者と訪ねまして、地元の区長さん、従来の志和支所の職員とともに協議をしました。その耐用年数まだ残ってますので、耐用年数後の譲渡についての意向を聞いたところ、構造的な問題、老朽化の問題等で、鉄筋コンクリート造となっておりますので、今後地元管理をするに値しないという判断を私自身も持っていましたし、地元もその管理がなかなかできないという意向がございましたので、今回の変更に至ったということでございます。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第１１６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１１６号町道路線の認定についてを採決します。

議案第１１６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第１１６号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１１７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１１７号四万十町志和地区生活改善センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第１１７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第１１７号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１１８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１１８号字の区域及び名称の変更についてを採決します。

議案第１１８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第１１８号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまより１０時３５分まで休憩をします。

午前１０時１９分 休憩

午前１０時３５分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第１０ 議案第９３号四万十町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第１１ 議案第９４号四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第１２ 議案第９５号四万十町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、日程第１３ 議案第９６号四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第１４ 議案第９７号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第１５ 議案第９８号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第１６ 議案第９９号四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例について、日程第１７ 議案第１００号四万十町道路占用条例の一部を改正する条例について、日程第１８ 議案第１０１号四万十町窪川Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の全部を改正する条例について、以上議案第９３号から議案第１０１号までの９議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） それでは、議案第９３号、議案第９４号、議案第９５号につきまして一括提案理由のご説明を申し上げます。

それぞれ関連がございますので、一括ご説明をさせていただきますけれども、この３議案につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、従来特別職職員で非常勤の者の報酬等の根拠として一括規定されておりました地方自治法第２０３条につきまして、議員の報酬の根拠のみが新たに２０３条として独立され、報酬の名称が議員報酬と明確化されますとともに、改正前の２０３条は２０３条の２に繰り下げられました。これに伴いまして、条例中の議会議員の報酬の名称及び引用規定を改正する必要があるものでございます。

続きまして、議案第 9 6 号四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、株式会社日本政策金融公庫法及び裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行等に伴いまして、年次有給休暇並びに臨時的任用職員及び非常勤職員の休暇について所要の改正を行うものでございます。

まず、年次有給休暇の改正につきましては、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、公庫の予算及び決算に関する法律第 1 条に規定されていた国民生活金融公庫等が特殊会社化され、沖縄振興開発金融公庫のみが存続されたことに伴い、年次有給休暇の日数を規定する公庫の記述の整理を行ったものでございます。

また、臨時的任用職員及び非常勤職員の休暇につきましては、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が成立し、平成 2 1 年 5 月 2 1 日実施されることに伴い、臨時的任用職員及び非常勤職員の休暇に、当該職員が裁判員として裁判所へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるときを加えるものでございます。

以上、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 9 7 号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、高知県人事委員会の勧告に基づき、給料表の改定並びに医師等の初任給調整手当の支給限度額を改定するものでございまして、給料表の改定につきましては、平成 2 0 年 4 月 1 日に遡って行い、医師等の初任給調整手当の改定については、平成 2 1 年 4 月 1 日より行おうとするものでございます。

まず、給料月額改定につきましては、行政職給料表、医療職給料表 2、医療職給料表 3 について一律 5 0 0 円を、また医療職給料表 1 については一律 7 0 0 円の増額改定を行うものでございます。

平成 1 8 年度から実施をしております給与構造改革による給料表の切りかえに伴う経過措置として行っている現給保障が行われている者を除く実質的な給与改定対象者数は、全会計で 1 8 5 名でございまして、平均改定率は 0. 0 8 %となっており、改定に係る予算総額は 1 8 6 万 7, 0 0 0 円となる見込みでございます。

なお、改定後の一般行政職員の初任給は、高校卒で現行の 1 4 万 1 0 0 円が 1 4 万 6 0 0 円となり、大学卒では現行の 1 6 万 1, 6 0 0 円が 1 6 万 2, 1 0 0 円となります。

また、医療職の初任給調整手当の支給限度額につきましては、医療職給料表 1 の適用を

受ける医師等については、３０万６，９００円を４１万９００円に、医療職給料表１以外の適用を受ける医師等については、５万円を６万６，９００円に改定するものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

次に、議案第９８号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、健康保険法施行令第３６条が改正されることによるものでございます。同施行令が改正される背景といたしましては、平成２１年１月１日に産科医療補償制度が創設されることになり、同制度に加入する医療機関で出産された者について、３万円を上限として加算しようとするものでございます。

産科医療補償制度とは、通常の妊娠、分娩で出産した者が、当該事故により脳性麻痺となった場合に、医師の過失に関係なく補償金を支払う制度でございまして、同制度に加入する医療機関が３万円の保険料を支払うこととなりますため、その保険料を上乗せして妊産婦に請求することになると見込まれますため、医療保険で相当額を手当てをすることとなったものでございます。

次に、議案第９９号四万十町公営住宅条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

この議案につきましては、生活困窮者に対して公平、的確に供給する観点から、公営住宅法施行令の一部を改正する政令が公布され、入居収入基準及び家賃制度等の改正が行われましたため、改正を行うものでございます。

次に、議案第１００号四万十町道路占用条例の一部を改正する条例でございますが、本町の道路占用料につきましては、道路法施行令第１９条別表に記載された平地の占用料を準用いたしておりますが、その第１９条別表が平成２０年５月１３日に改正されたことに伴いまして、今回町道の占用料を改正するものでございます。

次に、議案第１０１号四万十町窪川Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の全部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の全部改正は、現在直営で管理し、運営を委託しております四万十町窪川Ｂ＆Ｇ海洋センターの利用者のさらなる利便性の向上を図りますとともに、利用者の増加による財政の健全化と住民の心身及び競技能力の向上を推進するため、管理運営に指定管理者制度を導入し、指定管理者に施設の管理を行わせることができるよう条例を改めるものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第93号から議案第101号までの9議案につきましては、質疑、討論、採決を、議案の精査研究をした後に後日改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号から議案第101号までの9議案につきましては、質疑、討論、採決を議案の精査研究した後に後日改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第19 議案第102号平成20年度四万十町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 議案第102号平成20年度四万十町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、各費目に計上している特別職及び一般職に係る人件費の更正、各施設の改修や国の補正予算に伴う普通建設事業費の追加並びに各事業の進捗状況に伴う見直し、精査等の予算措置を行ったことが主なものでございます。

まず、歳出予算の主な内容について申し上げますと、人件費におきましては、高知県人事委員会の勧告に基づき給料表の改正を行いましたこと、また勧奨退職者に係る一般職退職手当組合特別負担金並びに負担金率の改定による共済費の追加、さらに職員の異動等に伴う給与等の組み替え、育児休業及び病気休職等による減額など、実績見込みによる見直し等によりまして各費目で精査を行いました結果、特別職及び一般職の人件費総額で360万7,000円の減額補正となっております。

総務費におきましては、本庁舎のトイレ改修及び公共施設におけるケーブルシステムの配線工事など726万4,000円を工事請負費に、また各種基金の運用率の変更に伴う積立金853万6,000円をそれぞれ財産管理費に追加計上をいたしました。

ケーブルシステム整備費におきましては、事業費における入札結果及び交付金決定額等

による見直しを行い、当初事業分４億８，８６２万８，０００円の減額を行いますとともに、平成２１年度の施行予定でありました窪川地域の大井野地区以西分と大正地区につきまして国の補正予算（第１号）に伴う前倒し分として新たに７億８，８８０万円を計上いたしておりまして、合計で３億１７万２，０００円の追加補正となっております。

なお、国の補正予算に係る追加分の交付金につきましては、申請中でありまして、本年度内に決定をいただける予定で、今回の２１年度前倒し分につきましては、翌年度への繰越事業となる見込みでございます。

また、それぞれの費目におきましても各事業及び事業経費等の精査を行っており、職員等の人件費を除く総務費全体では３億３，３９６万円の追加計上となっております。

次に、民生費でございますが、老人福祉費におきまして、措置人員の変動に伴い、養護老人ホーム措置費委託料を３９８万６，０００円追加する一方で、老人医療費の減額見込みなどから、老人保健特別会計繰出金４１９万３，０００円、後期高齢者医療特別会計繰出金１７０万円をそれぞれ減額補正いたしております。

また、障害者自立支援の給付費の見直しによりまして、５４６万円を障害者福祉費の扶助費に、介護給付費の増額見込みなどによりまして、介護保険事業費の介護保険特別会計繰出金に２，８７０万円を、さらにデイサービスセンターさくら貝の移転整備費の見直しによる経費１８１万２，０００円を社会福祉施設費にそれぞれ追加計上をいたしました。

老人福祉費の児童福祉総務費では、興津保育所移転整備の計画見直しによる経費３９５万７，０００円を、児童措置費では、私立保育所の児童数増加見込みによる運営費見込み分で７５２万４，０００円を、さらにひとり親家庭医療費１５０万円をそれぞれ追加補正いたしております。

また、公立保育所におきましても、運営経費の見直しによる所要の予算措置を行っており、職員給与を除く民生費全体では５，１０６万３，０００円の追加計上となっております。

次に、衛生費でございますが、６５歳以上のインフルエンザ予防接種等の増加見込みによる委託料２８７万円を予防費に、雨漏りによる劣化が激しい斎場施設の緊急的な改修工事費５５８万４，０００円を斎場費にそれぞれ追加計上をいたしました。

また、クリーンセンター銀河運営費では、冷却施設の耐火物が一部崩落し、使用不能となるおそれがあり、緊急に補修する必要があるため、修繕費に１，３９０万円を追加するとともに、定期点検業務などの見直しにより、委託料９３９万８，０００円を減額いたし

ております。

簡易水道事業特別会計への繰出金におきましては、一般職員の会計間の異動及び施設の維持管理業務の見直し等によりまして、４０３万５，０００円の減額補正を行っており、また各事業におきましても実績見込み等による精査を行い、職員給与を除く衛生費全体で１，０７６万２，０００円の追加補正となっております。

続きまして、農林水産業費についてご説明させていただきますと、まず農業費における農業振興費といたしまして、県の中山間地域生活支援総合補助金を活用した大井野地区の用水路整備のための水田維持活動支援事業補助金５２万９，０００円、奥大道地区の加工品製造や交流体験活動に利用している旧学校施設の充実を図るため、コミュニティー活動支援事業補助金６１万３，０００円を新たにそれぞれ計上をいたしました。

また、ハウス園芸の燃油高騰対策等として、木質ペレットを利用した興津地区における実証実験に伴う経費の一部を補助するため、木質ペレット暖房器実証事業補助金６０万円も新たに計上をいたしております。

さらに、集落協定数の確定や面積の増による中山間地域等直接支払交付金３８４万７，０００円、割り当ての増額見込みによる中山間地域集落営農等支援事業補助金１，１１４万円も追加補正を行っております。

また、農地費におきましても、耐震津波対策における興津地区のため池ボーリング調査費用を、農村災害対策整備事業調査委託料に４４７万５，０００円を計上いたしましたほか、最終年度である中山間地域総合整備事業の圃場整備と附帯工事費２９７万９，０００円を追加計上し、窪川地区及び十和地区の完成を目指すことといたしております。

さらに、林業費の林業総務費では、土地の無償賃貸期間満了に伴う大正地区の木炭生産施設を町有地へ移転し、利活用を図るための費用として、工事請負費に２８１万円を新たに計上をいたしております。

また、林業振興費では、各事業の割り当て及び確定見込みによりまして、林業木材産業構造改革事業補助金１，３３３万２，０００円、森林整備地域活動支援交付金１，２１７万７，０００円及び山村林業者支援事業補助金８３７万３，０００円などを減額する一方で、森林整備推進事業補助金１，４３５万円、林業振興事業補助金９３３万２，０００円及び森の腕たち育成事業補助金７５９万７，０００円などを追加し、林業振興対策の事業費精査による予算措置を講じております。

また、町有林管理費では、町有林の育成や搬出間伐事業の見直し精査により、委託料

2, 071万2, 000円を減額いたしましたほか、新たに国の補助事業を取り入れ、作業道開設や搬出間伐を行う美しい森づくり基盤整備事業委託料727万8, 000円を追加いたしました。

商工費の観光費におきましては、道の駅四万十とおわにおいて、四季折々の川下り事業を地元集落で展開するため、県の元気の出る市町村総合補助金を活用した地元組合への補助金589万5, 000円を新規計上し、新たな観光産業の促進と地域の活性化を図ってまいります。

次に、土木費でございますが、道路維持費につきましては、早急な路面改修等に対処するため、町道の維持補修工事費800万円を追加計上いたしましたほか、日ごろから落石等の危険箇所のある町道四手崎線の災害防除のため、国の補正予算第1号による補助事業を取り入れ、地方道事業工事費として2, 401万円を新たに計上し、早急に対処したいと考えております。

道路新設改良費におきましては、改良路線の進捗状況及び工程等の見直しにより、組み替え等精査を行っておりまして、県道改良工事負担金345万円を追加いたしております。

また、事業割り当て等によりがけ崩れ防止対策事業費に679万円、住宅費の町営住宅修繕に222万8, 000円及び住宅建設事業費には排水路整備等に係る経費1, 053万4, 000円など、それぞれ予算措置を講じておりまして、各事業におきましても実績見込み等による精査を行い、職員給与を除く土木費全体で5, 972万9, 000円の追加補正となっております。

続きまして、消防費におきましては、常備消防費において消防職員の人件費及び2つの消防署の維持管理経費等の見直しを行い、負担金748万円の追加計上を行っております。

教育費におきましては、小学校の管理費におきまして東又小学校のプール改修を含む施設整備工事費623万4, 000円を追加いたしましたほか、社会教育費の文化財保護費では、圃場整備予定箇所に係る発掘等調査事業費250万1, 000円を新たに計上しております。

また、保健体育費の給食施設建設におきましては、厨房機器に係る備品購入費及び工事請負費などの組み替え措置を講じておりまして、それぞれの費目においても事業費及び事業費の見直し精査を行い、職員給与を除く教育費全体では1, 319万7, 000円の追

加補正となっております。

次に、災害復旧費でございますが、公共土木施設における過年度分の災害復旧事業費では、繰越明許の事業費内ですべて対応できることとなりましたので、１，０００万円の減額補正を行っております。

以上が歳出予算の概要でございますが、これを賄う歳入といたしましては、「第１表歳入」に記載のとおりとなっております。道路特定財源の暫定税率の一時失効期間中における減収補填措置分２１３万２，０００円を地方特例交付金として追加計上いたしましたほか、再算定のありました普通交付税の留保額６，７３６万２，０００円、さらに今回の補正で財源不足に対応するため財政調整基金繰入金６，０００万円をそれぞれ追加計上いたしました。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ４億７，００６万円の追加計上となっております。累計予算総額は歳入歳出それぞれ１６０億８９０万８，０００円となっております。

次に、債務負担行為の補正についてでございますが、認定農業者が今年度借り入れる農業経営基盤強化資金に対する利子補給事業分を新たに第２表のとおり追加したものでございます。

また、地方債の補正についてでございますが、第３表に記載のとおり、限度額の変更を行うものでございます。

以上、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１０２号につきましては、質疑、討論、採決を議案の精査研究をした後に後日改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１０２号につきましては、質疑、討論、採決を議案の精査研究をした後に後日改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第２０ 議案第１０３号平成２０年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、日程第２１ 議案第１０４号平成２０年度四万十町国

民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第１号）、日程第２２ 議案第１０５号平成２０年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第１号）、日程第２３ 議案第１０６号平成２０年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第１号）、日程第２４ 議案第１０７号平成２０年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第２号）、日程第２５ 議案第１０８号平成２０年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）、日程第２６ 議案第１０９号平成２０年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）、日程第２７ 議案第１１０号平成２０年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）、日程第２８ 議案第１１１号平成２０年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第１号）、日程第２９ 議案第１１２号平成２０年度四万十町ふるさとの森づくり事業特別会計補正予算（第１号）、日程第３０ 議案第１１３号平成２０年度四万十町給与等集中処理特別会計補正予算（第１号）、以上議案第１０３号から議案第１１３号までの１１議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第１０３号平成２０年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてでございます。

今回の補正につきまして、まず歳出では、総務費で７５万８，０００円、退職被保険者に係る保険給付費４２９万４，０００円、後期高齢者支援金１，５３８万３，０００円及び老人保健拠出金で８５６万１，０００円のそれぞれ追加計上を行います一方で、介護納付金６４６万３，０００円、保健事業費３２２万２，０００円及び諸支出金で１，２６４万７，０００円をそれぞれ減額計上いたしております。

これに伴い歳入は、国民健康保険税で２，１５０万円、国庫支出金過年度精算金としまして７６２万４，０００円、退職者療養給付費交付金２，５７７万４，０００円、前期高齢者交付金で３，３９９万２，０００円のそれぞれ増額を行いますとともに、収支差額分の調整といたしまして、財政調整基金よりの繰入金８，２７３万４，０００円を減額計上いたしております。

以上、「第１表歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

この結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ５６７万７，０００円の追加補正となり、累計予算総額は２７億２，３１１万２，０００円となったところでございます。

なお、この補正予算案につきましては、去る１１月２７日四万十町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

次に、議案第１０４号平成２０年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第１号）についてでございます。

今回の補正につきましては、医業費の医薬材料費を増額するとともに、人件費につきまして高知県人事委員会の勧告に基づく給料表の改正や職員の会計間異動に伴う給料等の減額等を行うものでございます。

歳出におきましては、一般管理費２８６万５，０００円を減額し、医業費４７０万円、予備費９１万１，０００円をそれぞれ追加いたしております。

一方、歳入におきましては、入院収入３００万円、外来収入１７０万円、前年度繰越金２６万円、県補助金８３万４，０００円をそれぞれ増額し、財政調整基金繰入金２２１万４，０００円、特別調整交付金繰入金８３万４，０００円を減額いたしました。

この結果、補正額は歳入歳出それぞれ２７４万６，０００円の増額となり、累計予算総額は２億９，４７０万１，０００円となっております。

次に、議案第１０５号平成２０年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第１号）についてでございます。

今回の補正につきましては、一般管理費におきまして県人事委員会勧告による給料表の改正、職員の会計間異動並びに実績見込みによる各種手当等人件費の見直しなどを行い、４７５万９，０００円の増額。また、医業費におきましても、今後不足が予想される医薬材料費として１，００２万８，０００円を増額いたしております。

歳入につきましては、外来診療収入７００万円及び前年度繰越金７７８万７，０００円の追加計上を行っております。

この結果、歳入歳出それぞれ１，４７８万７，０００円の増額となり、累計予算額は２億３，８５２万１，０００円となっております。

次に、議案第１０６号平成２０年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第１号）でございます。

今回の補正につきましては、医業費の医薬材料費の増額をするとともに、人件費につきまして実績見込みによる各種手当等の見直しを行ったものでございます。

補正額は歳入歳出それぞれ２５万２，０００円の増額となり、累計予算額は１，１１７

万8,000円となったところでございます。

次に、議案第107号平成20年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正につきましては、歳出におきまして、総務費30万1,000円、医療諸費4,688万6,000円を減額計上をいたしております。

これに伴い、歳入におきまして、支払基金交付金2,353万4,000円、国庫支出金1,556万8,000円、県支出金389万2,000円及び繰入金419万3,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ4,718万7,000円の減額補正となり、累計予算総額は3億2,591万6,000円となったところでございます。

続きまして、議案第108号平成20年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、県人事委員会の勧告に基づく給料表の改正や各種手当等の見直しによる人件費及び物件費の精査によりまして、総務費10万5,000円を減額、また広域連合納付金として4,186万円の減額計上をいたしております。

これに伴い、歳入では保険料4,026万5,000円、一般会計繰入金170万円をそれぞれ減額計上いたしております。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ4,196万5,000円の減額補正となり、累計予算総額は2億4,404万6,000円となったところでございます。

次に、議案第109号平成20年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、本年度の事業実績に基づきまして必要額の再検討を行い計上をいたしました。主な補正内容といたしまして、介護給付費では、不足が予想される介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、その他の諸費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス等費について増額いたしております。

また、地域支援事業では、介護予防事業費を減額いたしております。事務費等につきましては、高知県人事委員会の勧告に基づく職員給料の改正並びに実績見込みによる各種手当等の見直しなど人件費の補正、また介護保険制度の改正に伴うシステム改修委託料を計上いたしております。

この結果、補正額は歳入歳出それぞれ1億9,566万4,000円の増額となり、累

計予算額は20億8,289万1,000円となっております。

次に、議案第110号平成20年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、総務管理費では職員の会計間異動等により給料、職員手当等、共済費合わせて503万1,000円の減額のほか、事業の進捗状況及び見直しなどにより、維持管理費で197万6,000円を増額する一方で、施設増補改良費で230万円の減額補正を行っております。

これに伴い歳入では、一般会計繰入金403万5,000円、補償移転費が減になることに伴い諸収入132万円をそれぞれ減額措置いたしております。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ535万5,000円の減額となり、累計予算額は8億2,286万6,000円となっております。

議案第111号平成20年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正につきましては、歳出のうち総務管理費では、職員給与等の見直しにより8万5,000円の減額、維持管理費では、中継ポンプの早急な修繕が必要となったため、その経費など182万4,000円の増額補正を行おうとするものでございます。

これに伴い、歳入では、一般会計繰入金173万9,000円を増額措置いたしております。

結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ173万9,000円の追加となり、累計予算額は8,427万8,000円となっております。

次に、議案第112号平成20年度四万十町ふるさとの森づくり事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、ふるさとの森の処分のための施業にかかわるものが主なものでございます。

その内容といたしましては、間伐等の施業の見直しにより、搬出木材の材価が減となる見込みとなりまして、歳入においては立木売払収入を、また歳出においては搬出間伐委託料をそれぞれ減額する等の予算措置を講じております。

最後になりますが、議案第113号平成20年度四万十町給与集中処理特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本特別会計は、一般会計及び各特別会計予算に計上しております特別職、一般職員の給

与等につきまして、事務の効率化を図るため一括して処理するものでございます。

今回の補正につきましては、高知県人事委員会の勧告に基づき給料表の改正を行ったこと、また勧奨退職者に係る一般職退職手当組合特別負担金並びに負担率の改定による共済費等の追加、一方退職者並びに育児休業及び心身の故障等により休職させた職員等の給料等の減額、また実績見込みによる各種手当等の見直しが主なものでございまして、歳出におきましては、職員手当等 3 6 2 万 5, 0 0 0 円、共済費 3 9 6 万 1, 0 0 0 円をそれぞれ追加、給料につきましては、1, 3 6 2 万 6, 0 0 0 円を減額いたしておりまして、差し引き 6 0 4 万円の減額計上となっております。

また、歳入におきましては、給料等振替収入を同額減額計上をいたしております。

以上、一括提案理由のご説明を申し上げましたけれども、ご審議賜りまして、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 1 0 3 号から議案第 1 1 3 号までの 1 1 議案につきましては、質疑、討論、採決を議案の精査研究をした後に後日改めて行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 0 3 号から議案第 1 1 3 号までの 1 1 議案につきましては、質疑、討論、採決を議案の精査研究をした後に後日改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 3 1 陳情を議題とします。

本日までに受理をしました陳情は、お手元に配付しております請願・陳情文書表のとおりです。

会議規則第 9 5 条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前 1 1 時 2 0 分 散会